

令和7年度乗用自動車の中央調達

仕様書

第1号物件

- 1 台数 44台（車体色等の内訳台数は、下記8のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和8年3月19日
- 4 規格 排気量661cc以上1,500cc以下のガソリン又はハイブリッド自動車で、5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1) 登録年度：令和7年度
- (2) ハンドル：右ハンドル
- (3) タイプ：ステーションワゴン又はSUVタイプ
- (4) 変速機：AT又はCVT又はAGS
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 乗車定員：5名以上
- (7) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- (8) 全長：4,000mm未満
- (9) 全幅：1,700mm未満
- (10) 最低地上高：180mm以上
- (11) 寒冷地仕様

<注意>普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7（2025）年1月）」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
 - (2) 運転席助手席SRSエアバッグシステム
 - (3) ABS (アンチロック・ブレーキシステム)
 - (4) パワーステアリング
 - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
 - (6) 熱線リアウィンドウ
 - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
 - (8) ETC2.0ユニット装置及びセットアップ
 - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品
- スペアタイヤ又はパンク修理キット 44台分
 - スタッドレスタイヤ式 (ホイール付き) 44台分

- 8 車体色等
- ①シルバー (近似色を含む)、別紙1及び別紙2に示すマーク付き 24台
 - ②シルバー (近似色を含む) 20台
 - ①、②ともに森林管理局名等の文字入れ有り。

9 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
 - ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険 (37ヶ月) 並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書

を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。

- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ スタッドレスタイヤを付属品として装備する車両については、局担当者と納入業者があらかじめ定めた時期までに局担当者から指示を行った場合は、スタッドレスタイヤに履き替えて納入すること。
- ⑤ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

第1号物件（ステーションワゴン又はSUVタイプ 661cc～1,500cc 44台）納入先及び車両へのネーム表示一覧表

森林管理局	納入先	台数	寒冷地仕様	別紙2マーク	スタッドレスタイヤ	車両ネーム表示等	
	森林管理署等名					マーク・ナンバー: 前方ドア部分(左右)	ネーム:リアサイド(左右)
北海道	網走西部森林管理署	1	●	—	●	—	—
	後志森林管理署	1	●	—	●	—	—
	小計	2	2	0	2		
東北	津軽森林管理署	1	●	●	●	林野庁 東北森林管理局	—
	盛岡森林管理署	1	●	●	●	林野庁 東北森林管理局	—
		1	●	—	●	—	—
	米代東部森林管理署	6	●	●	●	林野庁 東北森林管理局	—
	由利森林管理署	1	●	●	●	林野庁 東北森林管理局	—
	宮城北部森林管理署	1	●	—	●	—	—
小計	11	11	9	11			
関東	磐城森林管理署	2	●	—	●	—	—
	福島森林管理署	1	●	—	●	—	—
	塩那森林管理署	1	●	—	●	—	—
	群馬森林管理署	1	●	●	●	林野庁 関東森林管理局	群馬森林管理署
	利根沼田森林管理署	1	●	●	●	林野庁 関東森林管理局	—
	吾妻森林管理署	1	●	●	●	林野庁 関東森林管理局	吾妻森林管理署
	静岡森林管理署	1	●	—	●	—	静岡森林管理署
		1	●	—	●	—	—
小計	9	9	3	9			
中部	中信森林管理署	1	●	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.354	—
		1	●	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.367	—
	南信森林管理署	1	●	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.369	—
	飛騨森林管理署	1	●	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.359	—
		1	●	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.371	—
	岐阜森林管理署	1	●	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.360	—
	木曾森林管理署 南木曾支署	1	●	—	●	林野庁 中部森林管理局 No.370	—
	富山森林管理署	1	●	—	●	林野庁 中部森林管理局 No.374	—
小計	8	8	6	8			
近畿中国	兵庫森林管理署	1	●	—	●	—	—
	三重森林管理署	2	●	●	●	林野庁 近畿中国森林管理局	—
	島根森林管理署	1	●	●	●	林野庁 近畿中国森林管理局	—
	山口森林管理事務所	1	●	●	●	林野庁 近畿中国森林管理局	—
	小計	5	5	4	5		
四国	香川森林管理事務所	1	—	—	●	—	香川森林管理事務所
	四万十森林管理署	1	—	—	●	—	四万十森林管理署
	愛媛森林管理署	1	—	—	●	—	愛媛森林管理署
	嶺北森林管理署	1	—	●	●	林野庁 四国森林管理局	嶺北森林管理署
	小計	4	0	1	4		
九州	大隅森林管理署	1	—	●	●	林野庁 九州森林管理局	—
	福岡森林管理署	2	—	—	●	—	—
	佐賀森林管理署	1	—	—	●	—	—
	屋久島森林管理署	1	—	—	●	林野庁 九州森林管理局	—
	小計	5	0	1	5		
仕様別内訳	寒冷地仕様		35				
	別紙2マーク			24			
	スタッドレスタイヤ				44		
		合計		44			

第1号物件 納入先所在地一覧表

森林管理局名	森林管理署等名	所在地	電話番号	局担当者
北海道	網走西部森林管理署	北海道紋別郡遠軽町大通北4丁目1-1	0158-42-2165	北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課 企画係 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7-70 電話 011-622-5248
	後志森林管理署	北海道虻田郡倶知安町北2条東2丁目	0136-22-0145	
東北	津軽森林管理署	青森県弘前市大字豊田2丁目2-4	0172-27-2800	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画係 〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16 電話 018-836-2212
	盛岡森林管理署	岩手県盛岡市北山2丁目2-40	019-663-8001	
	米代東部森林管理署	秋田県大館市上代野字中岱3-23	0186-50-6130	
	由利森林管理署	秋田県由利本荘市水林439	0184-22-1076	
	宮城北部森林管理署	宮城県大崎市古川東町5-32	0229-22-2074	
関東	磐城森林管理署	福島県いわき市四倉町字東2-170-1	0246-66-1234	関東森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25 電話 027-210-1186
	福島森林管理署	福島県福島市野田町7-10-4	024-535-0121	
	塩那森林管理署	栃木県大田原市宇田川1787-15	0287-28-3125	
	群馬森林管理署	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1203	
	利根沼田森林管理署	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	0278-24-5535	
	吾妻森林管理署	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	0279-75-3344	
	静岡森林管理署	静岡県静岡市葵区駿府町1-120	054-254-3401	
中部	中信森林管理署	長野県松本市島立1256-1	0263-47-4751	中部森林管理局 総務企画部 総務課 企画官(安全衛生担当) 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5 電話 050-3160-6536
	南信森林管理署	長野県伊那市山寺1499-1	0265-72-7777	
	飛騨森林管理署	岐阜県高山市西之一色町三丁目747-3	0577-32-0101	
	岐阜森林管理署	岐阜県下呂市小坂町大島1643-2	0576-62-3121	
	木曾森林管理署 南木曾支署	長野県木曾郡南木曾町読書3650-2	0264-57-2400	
	富山森林管理署	富山県富山市黒崎字塚田割591-2	050-3160-6080	
近畿中国	兵庫森林管理署	兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1	050-3160-6170	近畿中国森林管理局 森林整備部 資源活用課 課長補佐 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎3階 電話 050-3160-6766
	三重森林管理署	三重県亀山市本町1-7-13	050-3160-6110	
	島根森林管理署	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎6階	050-3160-6130	
	山口森林管理事務所	山口県山口市野田35-1	050-3160-6155	
四国	香川森林管理事務所	香川県高松市上之町2-8-26	087-866-6622	四国森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30 電話 088-821-2160
	四万十森林管理署	高知県四万十市中村丸の内1707-34	0880-34-3155	
	愛媛森林管理署	愛媛県松山市朝美2丁目6番32号	089-924-0550	
	嶺北森林管理署	高知県長岡郡本山町本山850	0887-76-2110	
九州	大隅森林管理署	鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3	0994-42-5217	九州森林管理局 総務企画部 経理課 企画係 〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7 電話 096-328-3574
	福岡森林管理署	福岡市早良区百道1-16-29	092-843-2100	
	佐賀森林管理署	佐賀県佐賀市成章町2番11号	0952-26-1111	
	屋久島森林管理署	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房166-5	0997-46-2111	

色指示

別紙 1

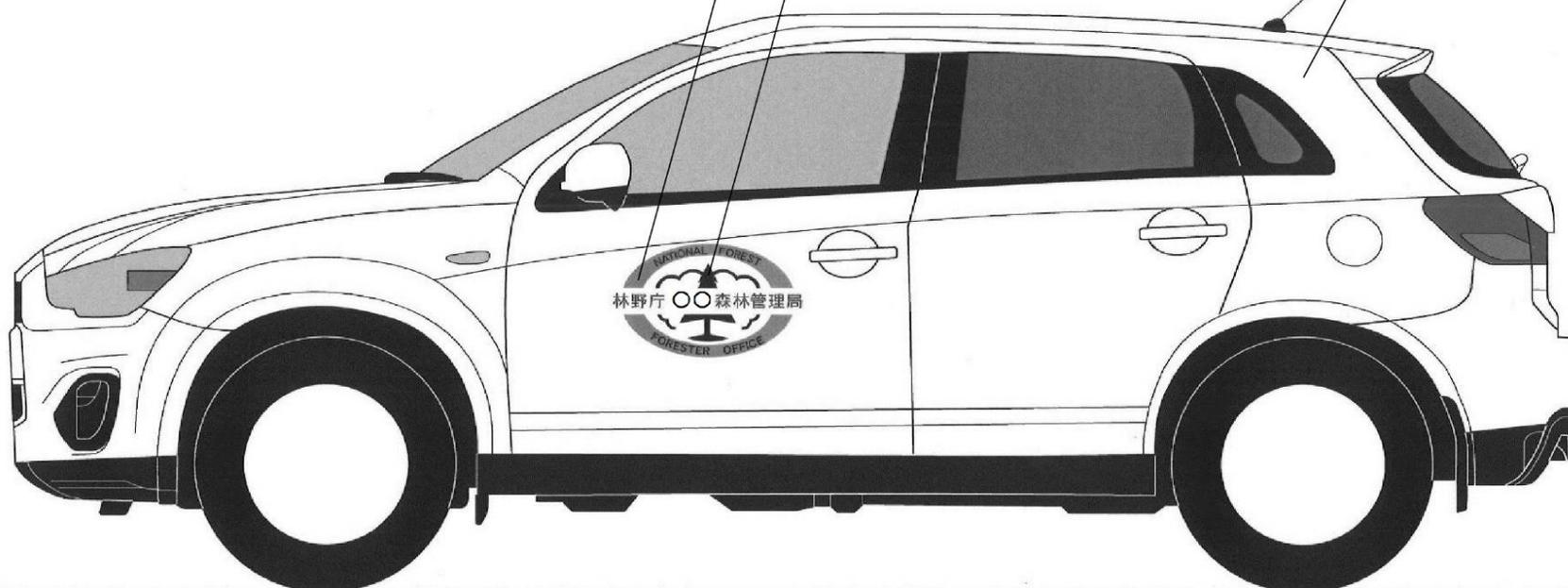
橙 E12-60X

2009年E版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009年E版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB1O1（MSゴシックでも可）

令和7年度乗用自動車の中央調達

仕様書

第2号物件

- 1 台数 34台（車体色等の内訳台数は、下記8のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和8年3月19日
- 4 規格 排気量661cc以上2,000cc以下のハイブリッド自動車で、5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1) 登録年度：令和7年度
- (2) ハンドル：右ハンドル
- (3) タイプ：ステーションワゴン又はSUVタイプ
- (4) 変速機：AT又はCVT又はAGS
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 乗車定員：5名以上
- (7) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
- (8) 全長：4,000mm以上4,500mm未満
- (9) 全幅：1,800mm以下
- (10) 最低地上高：170mm以上
- (11) 寒冷地仕様

<注意>普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7（2025）年1月）」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
 - (2) 運転席助手席SRSエアバッグシステム
 - (3) ABS (アンチロック・ブレーキシステム)
 - (4) パワーステアリング
 - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
 - (6) 熱線リアウィンドウ
 - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
 - (8) ETC2.0ユニット装置及びセットアップ
 - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品 スペアタイヤ又はパンク修理キット 34台分

- 8 車体色等
- ① シルバー (近似色を含む) 、別紙1及び別紙2に示すマーク付き 14台
 - ② シルバー (近似色を含む) 20台
- ①、②ともに森林管理局名等の文字入れ有り。

9 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
 - ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険 (37ヶ月) 並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局

長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。

- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

第2号物件（ステーションワゴン又はSUVタイプ 661cc～2,000cc 34台）納入先及び車両へのネーム表示一覧表

森林管理局	納入先	台数	寒冷地仕様	別紙2マーク	車両ネーム表示等	
	森林管理署等名				マーク・ナンバー: 前方ドア部分(左右)	ネーム:リアサイド(左右)
北海道	上川中部森林管理署	1	●	—	—	—
	網走中部森林管理署	1	●	—	—	—
	後志森林管理署	1	●	—	—	—
	小計	3	3	0		
東北	津軽森林管理署	1	●	●	林野庁 東北森林管理局	—
	青森森林管理署	1	●	—	—	—
	小計	2	2	1		
関東	会津森林管理署 南会津支署	1	●	—	林野庁 関東森林管理局	会津森林管理署 南会津支署
	赤谷森林ふれあい推進センター	1	●	—	—	—
	天竜森林管理署	1	●	—	—	—
	日光森林管理署	1	●	—	—	—
	山梨森林管理事務所	1	●	—	—	—
	小計	5	5	0		
中部	東信森林管理署	1	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.368	—
	南信森林管理署	1	●	—	林野庁 中部森林管理局 No.375	—
	東濃森林管理署	1	●	—	林野庁 中部森林管理局 No.376	—
	小計	3	3	1		
近畿中国	和歌山森林管理署	2	●	●	林野庁 近畿中国森林管理局	—
	京都大阪森林管理事務所	1	●	—	—	—
		1	●	—	—	—
	鳥取森林管理署	1	●	—	—	—
	近畿中国森林管理局	1	●	—	—	—
	福井森林管理署	1	●	—	—	—
	広島北部森林管理署	1	●	—	—	—
小計	8	8	2			
四国	徳島森林管理署	1	—	—	—	徳島森林管理署
	小計	1	0	0		
九州	長崎森林管理署	1	—	●	林野庁 九州森林管理局	—
	熊本南部森林管理署	3	—	●	林野庁 九州森林管理局	—
	大分森林管理署	2	—	●	林野庁 九州森林管理局	—
		1	—	—	—	—
	宮崎森林管理署	2	—	●	林野庁 九州森林管理局	—
	宮崎森林管理署 都城支署	1	—	●	林野庁 九州森林管理局	—
	大隅森林管理署	1	—	●	林野庁 九州森林管理局	—
	大分西部森林管理署	1	—	—	—	—
小計	12	0	10			
仕様別内訳	寒冷地仕様		21			
	別紙2マーク			14		

合計 34

第2号物件 納入先所在地一覧表

森林管理局名	森林管理署等名	所在地	電話番号	局担当者
北海道	上川中部森林管理署	北海道旭川市神楽3条5丁目3番11号	0166-61-0206	北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課 企画係 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7-70 電話 011-622-5248
	網走中部森林管理署	北海道常呂郡置戸町置戸398-99	0157-52-3011	
	後志森林管理署	北海道虻田郡倶知安町北2条東2丁目	0136-22-0145	
東北	津軽森林管理署	青森県弘前市大字豊田2丁目2-4	0172-27-2800	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画係 〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16 電話 018-836-2212
	青森森林管理署	青森県青森市篠田3丁目22-16	017-781-0131	
関東	会津森林管理署 南会津支署	福島県南会津郡南会津町山口字村上867	0241-72-2323	関東森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25 電話 027-210-1186
	赤谷森林ふれあい推進センター	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	0278-60-1272	
	天竜森林管理署	静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1	053-588-5591	
	日光森林管理署	栃木県日光市土沢1473-1	0288-22-1069	
	山梨森林管理事務所	山梨県甲府市宮前町7-7	055-253-1336	
中部	東信森林管理署	長野県佐久市大字臼田1822	0267-82-2036	中部森林管理局 総務企画部 総務課 企画官(安全衛生担当) 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5 電話 050-3160-6536
	南信森林管理署	長野県伊那市山寺1499-1	0265-72-7777	
	東濃森林管理署	岐阜県中津川市付知町8577-4	0573-82-2108	
近畿中国	和歌山森林管理署	和歌山県田辺市新庄町2345-1	050-3160-6120	近畿中国森林管理局 森林整備部 資源活用課 課長補佐 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎3階 電話 050-3160-6766
	京都大阪森林管理事務所	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子 風呂町102 京都農林水産総合庁舎	075-414-9822	
	鳥取森林管理署	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階	050-3160-6125	
	近畿中国森林管理局	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎	050-3160-6700	
	福井森林管理署	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎8F	050-3160-6105	
	広島北部森林管理署	広島県三次市十日市中2-5-19	050-3160-1000	
四国	徳島森林管理署	徳島県徳島市川内町鶴島239-1	088-637-1230	四国森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30 電話 088-821-2160
九州	長崎森林管理署	長崎県諫早市栗面町804-1	0957-41-6911	九州森林管理局 総務企画部 経理課 企画係 〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7 電話 096-328-3574
	熊本南部森林管理署	熊本県人吉市西間上町2607-1	0966-23-3311	
	大分森林管理署	大分県大分市王子北町3-46	097-532-9281	
	宮崎森林管理署	宮崎県宮崎市柳丸町388-5	0985-29-2311	
	宮崎森林管理署 都城支署	宮崎県都城市立野町3655-1	0986-23-4566	
	大隅森林管理署	鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3	0994-42-5217	
	大分西部森林管理署	大分県日田市中城町1番1号	0973-23-2161	

色指示

別紙 1

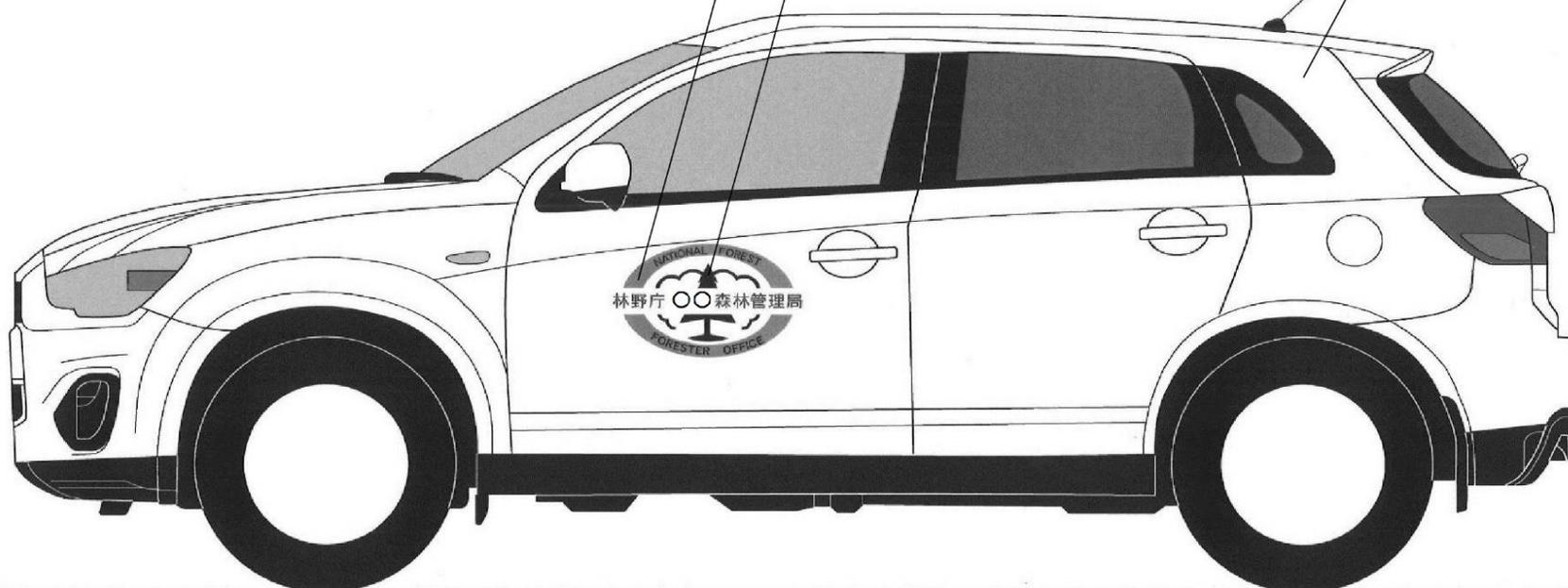
橙 E12-60X

2009年E版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009年E版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB101（MSゴシックでも可）

令和7年度乗用自動車の中央調達

仕様書

第3号物件

- 1 台数 27台（車体色等の内訳台数は、下記8のとおり）
- 2 納入先 森林管理局、森林管理署等
- 3 納入期限 令和8年3月19日
- 4 規格 排気量661cc以上2,500cc以下のハイブリッド自動車で、5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1) 登録年度：令和7年度
 - (2) ハンドル：右ハンドル
 - (3) タイプ：ステーションワゴン又はSUVタイプ
 - (4) 変速機：AT又はCVT又はAGS
 - (5) 駆動方式：四輪駆動
 - (6) 乗車定員：5名以上
 - (7) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
 - (8) 全長：4,500mm以上5,000mm未満
 - (9) 全幅：1,900mm未満
 - (10) 最低地上高：185mm以上
 - (11) 寒冷地仕様
- <注意>普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7（2025）年1月）」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
 - (2) 運転席助手席SRSエアバッグシステム
 - (3) ABS (アンチロック・ブレーキシステム)
 - (4) パワーステアリング
 - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
 - (6) 熱線リアウィンドウ
 - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
 - (8) ETC2.0ユニット装置及びセットアップ
 - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品 スペアタイヤ又はパンク修理キット 27台分

- 8 車体色等
- ① シルバー (近似色を含む)、別紙1及び別紙2に示すマーク付き 14台
 - ② シルバー (近似色を含む) 13台
- ①、②ともに森林管理局名等の文字入れ有り。

9 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
 - ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険 (37ヶ月) 並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局

長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。

- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

第3号物件（ステーションワゴン又はSUVタイプ 661cc～2,500cc 27台）納入先及び車両へのネーム表示一覧表

森林管理局	納入先	台数	寒冷地仕様	別紙2マーク	車両ネーム表示等	
	森林管理署等名				マーク・ナンバー: 前方ドア部分(左右)	ネーム:リアサイド(左右)
北海道	石狩森林管理署	2	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	空知森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	胆振東部森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	日高南部森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	留萌北部森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	上川北部森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	網走南部森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	根釧西部森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	檜山森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	渡島森林管理署	1	●	●	林野庁 北海道森林管理局	—
	網走中部森林管理署	1	●	—	—	—
	根釧東部森林管理署	2	●	—	—	—
	十勝西部森林管理署 東大雪支署	1	●	—	—	—
	小計	15	15	11		
東北	三八上北森林管理署	1	●	—	—	—
	仙台森林管理署	1	●	—	—	—
	米代東部森林管理署	1	●	—	—	—
	小計	3	3	0		
関東	中越森林管理署	1	●	—	—	—
	小計	1	1	0		
中部	飛騨森林管理署	1	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.372	—
	東濃森林管理署	1	●	●	林野庁 中部森林管理局 No.373	—
	東信森林管理署	1	●	—	林野庁 中部森林管理局 No.356	—
	小計	3	3	2		
近畿中国	石川森林管理署	1	●	—	—	—
	鳥取森林管理署	1	●	—	—	—
	岡山森林管理署	1	●	—	—	—
	近畿中国森林管理局 森林技術・支援センター	1	●	—	—	—
	小計	4	4	0		
四国	愛媛森林管理署	1	—	●	林野庁 四国森林管理局	愛媛森林管理署
	小計	1	0	1		
仕様別内訳	寒冷地仕様		26			
	別紙2マーク			14		

合計 27

第3号物件 納入先所在地一覧表

森林管理局名	森林管理署等名	所在地	電話番号	局担当者
北海道	石狩森林管理署	北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番	011-622-5111	北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課 企画係 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7-70 電話 011-622-5248
	空知森林管理署	北海道岩見沢市3条東17-34	0126-22-1940	
	胆振東部森林管理署	北海道白老郡白老町日の出町3丁目4-1	0144-82-2161	
	日高南部森林管理署	北海道日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6-5	0146-42-1615	
	留萌北部森林管理署	北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目	01632-2-1151	
	上川北部森林管理署	北海道上川郡下川町緑町21番地4	01655-4-2551	
	網走南部森林管理署	北海道斜里郡小清水町南町1丁目24番21号	0152-62-2211	
	根釧西部森林管理署	北海道釧路市千歳町6-11	0154-41-7126	
	檜山森林管理署	北海道檜山郡厚沢部町緑町162-28	0139-64-3201	
	渡島森林管理署	北海道二世郡八雲町出雲町13-4	0137-63-2141	
	網走中部森林管理署	北海道常呂郡置戸町字置戸398-99	0157-52-3011	
	根釧東部森林管理署	北海道標津郡標津町南2条西2丁目1-16	0153-82-2202	
十勝西部森林管理署 東大雪支署	北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線231	01564-2-2141		
東北	三八上北森林管理署	青森県十和田市西二番町1-27	0176-23-3551	東北森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画係 〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16 電話 018-836-2212
	仙台森林管理署	宮城県仙台市青葉区東照宮1丁目15-1	022-273-1111	
	米代東部森林管理署	秋田県大館市上代野字中岱3-23	0186-50-6130	
関東	中越森林管理署	新潟県南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143	関東森林管理局 森林整備部 資源活用課 企画係 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25 電話 027-210-1186
中部	飛騨森林管理署	岐阜県高山市西之一色町三丁目747-3	0577-32-0101	中部森林管理局 総務企画部 総務課 企画官(安全衛生担当) 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5 電話 050-3160-6536
	東濃森林管理署	岐阜県中津川市付知町8577-4	0573-82-2108	
	東信森林管理署	長野県佐久市大字臼田1822	0267-82-2036	
近畿中国	石川森林管理署	石川県金沢市朝霧台2丁目21番地	050-3160-6100	近畿中国森林管理局 森林整備部 資源活用課 課長補佐 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎3階 電話 050-3160-6766
	鳥取森林管理署	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階	050-3160-6125	
	岡山森林管理署	岡山県津山市小田中228-1	050-3160-6135	
	近畿中国森林管理局 森林技術・支援センター	岡山県新見市高尾786-1	050-3160-6215	
四国	愛媛森林管理署	愛媛県松山市朝美2丁目6番32号	089-924-0550	四国森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30 電話 088-821-2160

色指示

別紙 1

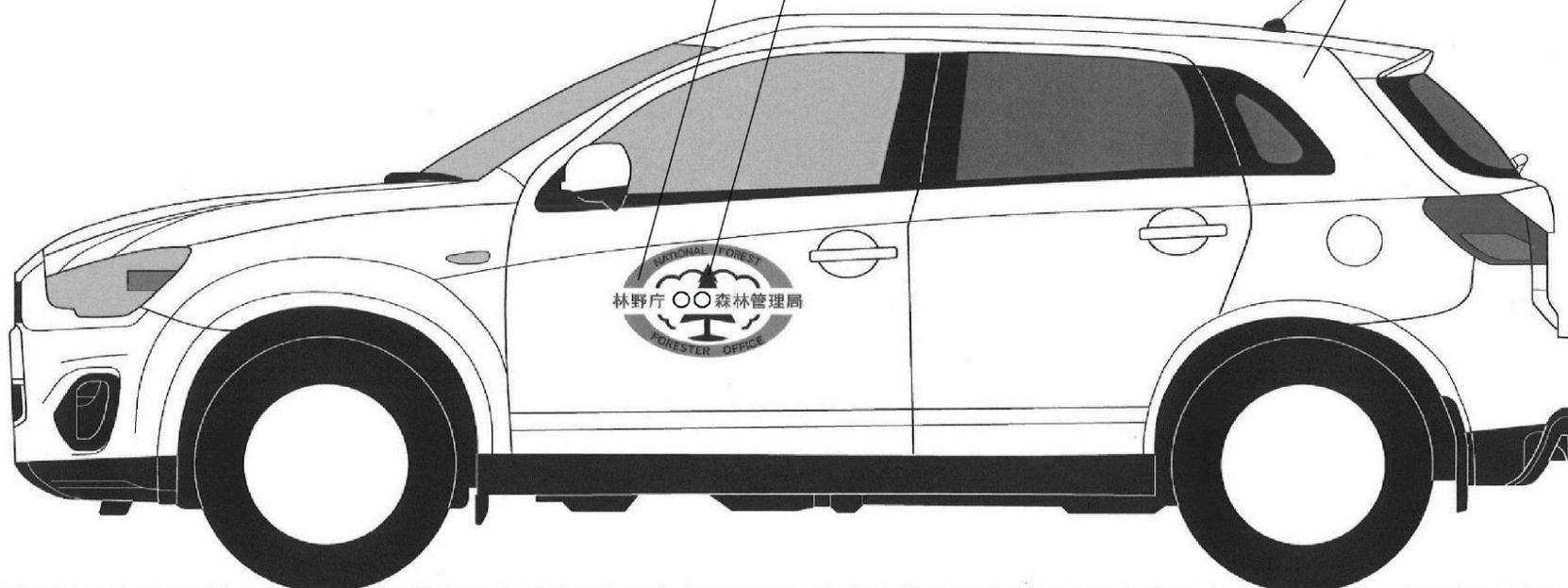
橙 E12-60X

2009年E版 日本塗料工事規格

緑 E42-50L

2009年E版 日本塗料工事規格

車体 シルバー



※ 塗装ではなくステッカーにより森林官マークを標示する場合には、上記指定色の近似色を使用すること。



字体指定

林野庁：林野庁のロゴを使用

森林管理局名：B太ゴB1O1（MSゴシックでも可）

令和7年度乗用自動車の中央調達

仕様書

第4号物件

- 1 台数 1台（車体色等は、下記8のとおり）
- 2 納入先 森林管理署
- 3 納入期限 令和8年3月19日
- 4 規格 排気量2,000cc以上2,700cc以下のガソリン、ハイブリッド又はクリーンディーゼル自動車で、4ドア又は5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1) 登録年度：令和7年度
- (2) ハンドル：右ハンドル
- (3) タイプ：ワゴンタイプ
- (4) 変速機：AT又はCVT又はAGS
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 乗車定員：7名以上10名以下
- (7) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン又は軽油
- (8) 全長：4,500mm以上5,000mm未満
- (9) 全幅：1,900mm未満
- (10) 最低地上高：170mm以上
- (11) 寒冷地仕様

<注意>普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7（2025）年1月）」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて林野庁担当官に入札参加の可否を確認すること。

- 6 装 備
- (1) 純正エアコン
 - (2) 運転席助手席SRSエアバッグシステム
 - (3) ABS (アンチロック・ブレーキシステム)
 - (4) パワーステアリング
 - (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
 - (6) 熱線リアウィンドウ
 - (7) 衝突被害軽減ブレーキ
 - (8) ETC2.0ユニット装置及びセットアップ
 - (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)

<注意>

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

- 7 付属品 スペアタイヤ又はパンク修理キット

- 8 車体色等 シルバー (近似色を含む)

9 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

- 10 その他
- ① 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
 - ② 自動車重量税、自動車賠償責任保険 (37ヶ月) 並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、自動車重量税については、契約後速やかに森林管理局長に見積書を提出の上、売買契約代金の請求時にあわせて請求し、森林管理局長は適正な請求書を受け取った際は、本契約第10条に準じて支払うものとする。また、自動車賠償責任保険 (37ヶ月) 並びに自動車再資源化預託料金の立替払については、売買契約代金の請求時にあわせて林野庁長官に請求し、林野庁長官は適正な請

求書を受け取った際は、本契約第 10 条により支払うものとする。

- ③ ②に関わらず、売渡人が保険業の免許、保険代理店の登録、その他必要な許認可等を有していない場合、林野庁担当官と協議の上、自動車賠償責任保険（37 ヶ月）については、別途売渡人が指定する上記保険業の免許等を有する事業者と買受人が直接契約を締結することを可能とする。
- ④ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

第4号物件（ワゴンタイプ 2,000cc～2,700cc 1台）納入先及び車両へのネーム表示一覧表

森林管理局	納入先		台数	寒冷地仕様	別紙マーク	車両ネーム表示等	
	森林管理署等名					マーク・ナンバー: 前方ドア部分(左右)	ネーム:リアサイド(左右)
近畿中国	石川森林管理署		1	●	-	-	-
	小計		1	1	0		
仕様別内訳	寒冷地仕様			1			
	別紙2マーク				0		
合計			1				

第4号物件 納入先所在地一覧表

森林管理局名	森林管理署等名	所在地	電話番号	局担当者
近畿中国	石川森林管理署	石川県金沢市朝霧台2丁目21番地	050-3160-6100	近畿中国森林管理局 森林整備部 資源活用課 課長補佐 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎3階 電話 050-3160-6766